

平成26年度 第3回赤穂市子ども・子育て会議 議事録

【日 時】平成26年8月21日（木）午前10時～12時

【場 所】赤穂市役所 2階 204・205 会議室

【出席委員】14名

半田結会長 [関西福祉大学社会福祉学部教授]、藤井恵美子副会長 [兵庫大学こども福祉学科准教授]、岩崎由美子委員 [赤穂市地域活動連絡協議会会長]、中川尚子委員 [尾崎幼稚園園長]、今津洋子委員 [有年幼稚園園長]、小山寛委員 [塩屋小学校校長]、矢野由香委員 [坂越保育所所長]、関尾裕子委員 [赤穂保育所所長]、川崎千委員 [御崎保育所保護者会会長]、山路優子委員 [幼稚園PTA育成部]、玉石彩委員 [公募市民]、中川正悟委員 [公募市民]、今井眞治委員 [赤穂商工会議所専務理事]、井上昭彦 [連合西播赤穂地区連絡会会長]

【欠席委員】1名

山根寿美子委員 [赤穂市主任児童委員代表]

【事務局】

健康福祉部 折原和彦健康福祉部長、山野良樹子育て健康課長、山内光洋保健センター所長、前田光俊子育て健康課こども支援係長

教育委員会 三谷勝弘教育次長(管理)、山本伊津子こども育成課長、溝田康人生涯学習課長、藤田元春こども育成課こども育成担当係長

【次 第】

1 開会

2 議事

(1) 見込み量の確保方策について

①教育・保育に関する見込み量と確保方策

②地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

(2) 子育て関係事業所・団体調査結果について

(3) その他

3 閉会

1 開会

～事務局～

予定されている皆さんおそろいですので、ただ今から「平成26年度第3回赤穂市子ども・子育て会議」を開催いたします。本日はお忙しい中、当会議に出席いただきましてあ

りがとうございます。本日の委員出席者は、山根委員から欠席の連絡がありましたので、15名中14名出席していただいております。従いまして赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。はじめに、事前にお渡ししている資料につきまして、訂正があります。資料1の5ページですが、⑩ファミリーサポートセンターの単位ですが、事前にお渡ししている資料では人となっておりますが、正しくは人日でございます。本日お配りしているものに差し替えをお願いします。また、資料3、資料4、資料5を新たに追加いたしております。

それではお渡ししている資料の確認をさせていただきます。本日の次第、この次第につきましては一番下にあります資料のところで資料3、4、5を追加いたしておりますので事前にお渡ししているものと差し替えをお願いします。資料1としまして、赤穂市 見込み量の確保方策、資料2としまして子育て関係事業所・団体調査まとめでございます。それから当日配布資料といたしまして資料3の事前質問・回答と、資料4としまして意見書、資料5としまして赤穂市子ども・子育て新制度に係る各種基準条例案の意見募集の実施結果についてでございます。もし不足等があれば事務局に申し付けいただければと思います。それでは会長よろしく申し上げます。

～会長～

皆様おはようございます。まず会議の傍聴公開についてですが、議題には不開示情報が含まれておりませんので今回の会議は公開とさせていただきます。本日3名の傍聴がありますのでお入りいただきたいと思っております。

(入室していただく)

次第にしたがいまして最初の見込み量の確保方策について事務局から説明いただきたいと思っております

2 議事

(1) 見込み量の確保方策について

① 教育・保育に関する見込み量と確保方策

～事務局～

この赤穂市子ども子育て会議につきまして、条例で地方版子ども子育てを設置した場合、自治体が教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聞かなければならないとされております。教育・保育給付や地域子ども・子育て支援事業を実施するには当然財源が必要であり、限られた財源の中でニーズ調査の結果から求めたニーズ量を全て確保することは、相当な財源が必要になることをお考えいただきまして、この後ご審議いただきたいと思っております。

それでは、①の教育・保育に関する見込み量と確保方策につきまして、こども育成課長よりご説明いたします。

～事務局～

それでは①の教育・保育に関する見込み量と確保方策事務局の案を説明させていただきます

ます。あくまでも事務局としての案ですのでこれを元に委員の皆様にご検討いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、この5ヵ年の計画を立てるにあたってのニーズ調査の見込みについてですが、上段の表の量の見込みというところに、27年度から31年度まで27年度ですと、1号のところは659という形で、数字をいれさせていただいております。ただしこの中で3号認定のところですが、ここの1・2歳児、0歳児の欄の所が網掛けになっていると思いますが、ここにつきましては後ほど説明をさせていただきますが、実際のニーズ調査の結果の数字よりも、ずいぶん現在の保育所の入所実績とを見比べたところ大きく開示しているため、実績に基づき算出したニーズ量を入れております。網掛けがついていないところの数字につきましては、ニーズ調査結果のままの数字を入れております。

それではまず27年度のところでご説明をさせていただきます。1号認定それから、2号3号という区分に分かれておりますが、1号というのは子どもが3歳以上で教育を希望する場合、これは利用先は幼稚園もしくは認定こども園になります。2号認定の左に、幼児期の学校の学校教育の利用希望が強いとありますが、2号認定というのは、保育の必要性があるお子さんを指していますので、通常であれば2号認定のお子さんは、保育所・認定こども園と言う形になるのですが、2号認定の①仕事をされている保護者の方の幼稚園での教育を希望されている方が中にはいらっしゃいますので、2号認定の左端のところ幼児期の学校教育の利用希望が強いという所に数字を入れております。

3号認定0歳児と1・2歳児に分けておりますが、こども保育の必要な保護者の方の受け入れ先で、ここにつきましては保育所、認定こども園もしくは地域型保育事業での受け皿となります。3号認定のところの実際の数字と違う実績に基づくニーズ量の数値を入れてさせていただいておりますので、この積算につきましてご説明したいと思います。

資料の2ページをお願いいたします。

資料2ページの一番上の表になります、これが実際市内にあります保育所、23年度から26年度の0・1・2歳それぞれの入所人員を入れております。次の下の表になりますが、上の表は実際に入所した児童数になりますが、ニーズ量の算出するにあたって事務局の方で保育所を希望しているけれど入所に至らなかった、いろいろな調整の中で入所しないと言われた方、空いていますかという相談を受けた件数もありますので、ここはニーズ量を反映すべきと判断しましたので、上の実際の数字よりも2番目にはその数を潜在の児童数として加えております。

その下3番目のアンケート結果に基づくニーズ量で、これが実際にニーズ調査をした結果、出てきた0歳児と1・2歳の数です。ここを見ていただき、実際の132人に対して上の方へ潜在的な児童数を加えた数としても、26年度にすると53、ここの数字の差異があまりにも大きく、1、2歳については実際の数字441とありますが、この数字も大きく実際とはかけ離れているのではないかと、実際に今から受け皿の供給を検討していくに当たり、この数字を目標値とするには、実態に沿っていないのではないかとという提案により、潜在児童数を加えた所の網掛けの0歳が60、1歳が80、2歳が94、4年間のうちで一番高い数字のところ網掛けをしております。まずこの一番高い数字を27年度の目標値に持っていきたいということで、0歳については60、1・2歳児では80+94で174という数字で

ニーズ量を算出しております。

28年度以降につきましては、アンケート調査に基づくニーズ量の増減率を下に書き上げておりますが、0.96、0.97 それに沿って28年から31年度まで積算した数字で、ここに目標値として算出下数字を入れております。1ページの方にはそのようにして算出したニーズ量の数字を掲載させていただいております。

続いてこのニーズ量に対して確保の方策として、その下に考え方を入れております。27年度でご説明させていただきます。1号認定、先ほど申し上げた幼児期の学校教育の希望が強い659人、284人足して943人が幼稚園を希望している人数になります。ただし赤穂市におきましては、3歳児以上3、4、5歳の人数の幼稚園を希望する数が943人となっております。現在赤穂市においては3歳児の教育は幼稚園ではしておりませんので、一番下のマイナスで143と表示させていただいております、その143人が3歳児の幼稚園希望している数字とご理解いただきたいと思います。

143については現在の所受け皿がありませんので、-143という形で残させていただきます。

4・5歳児800という数字になりますが、下で見ていただくように公立の10の幼稚園、それから私立で27年度あけぼの幼稚園が認定こども園への移行を考えられておりますので、あけぼの認定こども園として表示させていただきました。この800に対して公立で775人、私立で25人、3歳時を除くすべての希望者を幼稚園で受け入れ可能という形になります。

2号認定の4、5歳児、3歳児になりますが、この受け皿としては同じように認定こども園になります。これにつきましては196人と言う総数が出ておりますが、公立も施設型給付に入り公立の6つの保育所で161人、それから私立の認定こども園での受け皿が35、196と言うことで、この3歳から5歳の受け皿についても全て受け入れが可能であり、問題の3号認定のところでは1・2歳、0歳児を実績に基き、ニーズ量を算定いたしました。考え方としましては、現在施設型給付に入る公立の保育所でどれだけ受け入れるか、現状今ある保育施設においてどれだけ受け入れが可能かと言うことで、保育所のところに数字を入れさせていただいて1、2歳時で122人、0歳児で45人という形で確保の方策で数字を入れた場合、1、2歳児で-52人、0歳児で-15人の受け皿が確保できないという結果になっております。27年度、現存する保育所がどれだけ受け入れが可能かと言うところでは

次の28年度、マイナスで出た3号認定の52人、それから0歳児の15人それをいかにして確保していくかということを検討していく上で、幼稚園と保育所でどのような割り振りをすればできるだけ多く受け入れができるのか、ここで公立の幼稚園に全ての4、5歳児を幼稚園の方で保育し、空いた教室その保育士が0歳児2歳児の保育に当たれるのではないかという方策をまず考えました。

28年度の1号認定2号認定の4・5歳児の663、286、49が出て居ますが、150と出ている3歳児は現在保育して居ないので-150はまたここでも残って来ています。

その結果保育所における4歳児5歳児を幼稚園に送った場合に受け入れ人数を検討した結果、3号認定のところに出ている1・2歳児で-25人、0歳児で7人、ここにおいてもすべての数の確保はできておりませんが、こういう形でまず4・5歳を幼稚園という方策

を取りました。

29年度、30年度におきましてもこの状態で受け入れをして、若干ですが3号認定の所のマイナスが低くなってきていると言うことになると思います。さらにここで31年度に次として確保するためにどうするかと言うことで、前々から出ております3歳児保育をどうするかと言う検討にもなると思いますが、27年度から-143、150と、ここででてきている3歳保育を人数がありますので、まずこの3歳保育を31年度に始めたらということ、31年度の計画を立てております。今までの-104も、3歳児を幼稚園で受け入れるということになりますとマイナスが消えます。3号認定について、保育所は3歳児を幼稚園のほうに送り出しましたので、0・1・2歳の対応の保育所として受け入れすると考えております。それをしたとしても低年齢児を保育所で受け入れをするにしても、施設の的にも保育士についても私は0歳児であれば3人に対して1人、1・2歳児であれば6人に対して1人と言う形で保育士の数が低年齢児を受け入れれば受け入れるほど多くなってきますので最終的に1・2歳児-13人、0歳児で-3人という数字が残っております。

31年度の幼稚園の3歳児保育を開始しようと言うことで、そこに認定こども園の開始ということで書かせていただいております。これにつきましては、認定こども園を立ち上げますと3歳から5歳については保育を必要としない、家庭で保育が必要な子どもたちも受け入れなければならない、認定こども園ではそういうことになりますので、認定こども園の単独で移行することはこれまで検討していきませんでした。31年度に幼稚園において、仮に3歳児保育を始めると言う方向になれば、ここで同時に幼保一体化施設として認定こども園の導入を検討してみてもどうかと言うことで、3歳児保育の開始とともに認定こども園の開始をこの計画の中であげさせていただいております。

計画の内容として31年度までの計画を申し上げましたが、3号認定の0・1・2歳児の確保は31年度にマイナスが出ており、3号認定の不足している部分につきましては、今後現在の認可外保育所が認可保育所へ移行して施設型給付の対象となり、または地域型保育事業の中での受け入れを検討していく必要があるのではないかと考えております。31年度開始するという計画をしてございました3歳児保育につきましては、前回は3歳時保育の議論がありましたが、赤穂市としてはどう取り組んでいくか、ニーズは確かにあります。子どもの立場に立った場合の検討も必要ではないかと考えております。

事務局が教育保育提供事業としてたたき台に出している案は以上となります、終わります。

～会長～

ありがとうございました。この件につきまして委員から資料3について事前にご質問をいただいております。事務局回答ということでお願いします。

～事務局～

『御崎の認定こども園の開設について、資料1、平成31年度から御崎について、保育所と幼稚園を統合し、認定こども園を開設するとありますが、前回の会議の中では、認定こども園については、否定的な意見が多かったように認識しています。ニーズ調査においても幼稚園と保育所の2本立てで行うことに対して、肯定的な意見が多かったように思います。御崎において、幼稚園と保育所をなくし、認定こども園に統合しようとする理由はな

んですか。』という内容の質問を頂いております。これに対してですが、赤穂市においては、幼稚園での預かり保育の実施により認定こども園としての役割を果たしているため、特に認定こども園化はせず、幼稚園と保育所の2本立てでやってまいりました。こども会議の中において、またニーズ調査においても、特に認定こども園への移行についての希望がないことは認識しています。

新制度において国では、幼稚園・保育所に加えて両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を図る方向で進められています。中でも、兵庫県においては認定こども園の普及は強く進められています。

御崎地区につきましては、保育所と幼稚園が隣接しており、施設改修を伴わず実施が可能であり、幼保一元化の推進を図る意味においても幼保連携型認定こども園の導入を検討してみてもどうかと提案いたしました。

～会長～

委員いかがでしょうか。他の方で今の件いかがでしょうか。それではもうひとつ質問を頂戴しております、続いてお願いいたします。

～事務局～

『2号認定の子どもの幼稚園の受入れについて、資料1について、平成28年度以降は1号認定、2号認定の4、5歳児、平成31年以降は3歳児以上のすべて公立幼稚園で受け入れるとされています。2号認定は共働き家庭等の「保育が必要」な方が対象ですが、その方でも、幼稚園等を希望される方の受け入れは必要だと思います。しかし、量の見込みでは2号認定で保育所等の保育施設を希望される見込み数が毎年50名前後、平成31年の3歳児以上では175名います。所々の理由で、保育施設を希望した場合においても保育所に入所できないのですか。その場合、2号認定においても幼稚園に限定している理由はなんですか。』については、ニーズ調査の結果、保育需要の多い0～2歳児の受入れについては、現状の保育所の体制では対応できない状況にあります。対応策として、公立保育所の新設や民間の認可保育所の設立等が考えられますが、まず現有の保育所において0～2歳児の受入れ人数を増やすため、28年度に4、5歳児全てを幼稚園で受入れることにより、保育所においては0～3歳児の受入れ人数を増やし、さらに31年度には、3～5歳児全てを幼稚園で受入れることにより、保育所においては0～2歳児の受入れ人数を増やすという計画となっております。

保育所を希望する保護者の方がおられる中で2号認定者を幼稚園に限定している理由についてですが、1つは全体として保育所における0～2歳児の受入れ人数を多く確保するためと、もう1つは、就学前の児童全員が幼稚園において一貫した教育を受けることができるようにと考えています。

～会長～

委員よろしいでしょうか、他の方いかがでしょうか。

～委員～

現場の方から0・1・2歳が入れなくなるだろうという状況は、平成22年度の時に分かっていたのです。4、5歳がいっぱいになり部屋が不足し、しわ寄せで低年齢児保育の希望の人が入れないとの事で話し合い、幼稚園の方で4・5歳児の預かりが始まるように

なりました。

それにより、働くお母さんも幼稚園を利用するようになりましたが、6時までの保育になりますので、7時まで勤務や土曜日の保育もクリアできず保育所に残っておられます。少ないところでは5歳児で2名のみ残っており、現場としては集団ではない環境が良いのか検討し、保護者に聞くと幼稚園で他の子どもたちと一緒に保育を受けたいと希望があります。細かいことを言うと給食・お弁当のことを言われますが、内心はそれを置いても同じ子ども達と一緒に学校へ同じように上がりたいと希望されていました。

そういう事を考えますと、幼稚園さんで4、5歳を全て保育し、預かり時間も長くするなど検討したらクリア出来るのではないかと思います。27年度は無理なので、28年度からその方向で保護者の方に理解を得るように持っていけば、0・1・2歳の預かり希望の方が多くは入れるのではないかとシュミレーションしながらこの人数が出ております。

それに対して、どうしても入れない0・1歳児さんの繰り上がったマイナスをどう確保していくか、公立でこれ以上子どもが入れないという現場を考えて行きますと、無認可の3つの園がありますのでそちらを認可へ上がって対応いただいて、保護者の方が働きながらも安心して預けられるという環境になるのではないかと現場では考えています。

～会長～

ありがとうございます、事情がよくわかりました、他に何かございませんか。

もう1点ご意見が認可外保育施設の認可保育所への移行ということで、関連した意見書が委員から出ております。資料4になります。委員、質問の補足・意見などございましたら。

～委員～

補足は特にはないです。市の説明の方で全てわかりました。先ほどの2号認定の4・5歳児受け入れのことですが、現場がご苦労されているのもわかりました。できるだけ預かりの方で利用したい保護者の方の希望は保育所だという必要性はよくわかります。先生は大変ではないですか。実績でいくと28年度になると保育の数が2倍になるのですが、その体制は連動できるのかというのが1つと、0・1・2歳の受け入れをしなくてはいけないので、4・5歳児はできるだけ幼稚園へという話ですが、保育的な話になりますが、量の見込みに対応して教育保育施設及び地域型保育事業の確保の方策を設定するという事になっておりますが、1号認定は教育施設に、2号認定は保育施設と旧制度では分けてあります。そのようなきっちりとした分け方ができるのかという問題もあると思うのですが、2号認定を取ろうと言う方は、保育の必要性を認定されたということになります。そうすると認定を受けたら保育施設を利用できますよというお墨付きを頂いたことになり、他市町で認定を受けた人でも受け入れはしていませんよということが、法律的に許されるのかという疑問があります。

0・1・2歳の足りない部分については認可外保育施設が3つありますが、新制度の中に組み込めるのか、小規模保育にするのか認可保育所にするのか、そのような格好で確保の方策をすると、4・5歳児の方の希望者が多いのは認識をしていますが、ニーズ調査で言うと、25%の方が4・5歳児になったからといって保育所に預けるということについて否定的な方が居たと思うのですが、そういう意見を踏まえてある程度の選択の余地を残し

て置く必要があると思います。

今までのような形で4・5歳児については保育所と幼稚園の2本立てでは不可能なのかと思っています。

～会長～

ありがとうございます。大きく二つのご意見だと思いますが、委員のご意見についていかがでしょうか。さきほどご説明頂いたことでかなりカバーされているというように思いますが、そういうご意見があるということですね。

～委員～

委員からのお話で「お墨付き」ということですが、預かり保育にたくさん子どもが増えて先生たちが大変ではないですかと保育の現場を思っの良のお言葉をありがとうございます。幼稚園としましては現実として預かり利用者は年々増えてきております。お母さん方も切に願っておられる方が増えています。受けた以上はしっかりと預かり保育の充実を図っているところです。

ニーズが多ければ多いほどその時に合わせたパートの先生に来てもらい、支援を要する子にもきちんとついて頂くなど、子どもに合った充実した預かりができるようにと頑張っているところです。事務局の方にも頑張っていてありがとうございます。

子どもを一番優先に考えて大事な仕事です。子どもに不遇なことがあったら何も意味がありませんので、しっかりと受け入れたいと預かり保育を考えています。お墨付きについては今までの事務局の話や保育園の先生の話で、時代の流れでお仕事を未満児0歳、1・2歳で行きたいと思っいらっしゃる方が多く、ニーズとしてお母さんたちの希望があるのに対し、何とか答えようと4歳・5歳児の預かりを幼稚園の方への事ですが、私はそれでいいと思います。

余談ですが、御崎幼稚園・尾崎幼稚園では夏休みをとってもいい機会に捉えて、保育所の5歳の今度一緒に小学に進学する学年の子達とプール交流をしたり一緒に遊んだり、夏休みにいろいろ計画させてもらっています。

夏休みの計画だけでなく普段の保育の質も一緒に昼食を食べる等、交流をどこの幼稚園もしております。小学校に上がるときに少人数で悲しい・心細いと思うことがなく、みんな一緒にどの子も弾んで小学校に行けるようにと、保育内容も保育所と一緒に考えているのが現状です。お仕事をされているお母さんに関しては、預かりできちんと対応させていただいて、4・5歳の子は幼稚園で保育し、預かりが必要な場合は利用するという形で私は良いのではないかと思います。

前回の子ども子育て会議の時にもお話させていただいて重複するかと思いますが、赤穂市は昔から公立保育所、公立の幼稚園そして小学校という割とルールがまっすぐいける体制作りができています。よその市町村だと就学前に私立や、いろんなところに行っているために統制が取れなくて2本のルールになっている所が多いですが、赤穂市は昔からこういう形態になっているのは幸いなことと捉えて、保育所では0歳から実際2歳3歳まで、そして3歳から幼稚園に行くというようにするのが自然な流れで、なおかつ速やかな移行になるのではないかと考えていますがいかがでしょうか。以上です。

～会長～

ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。

～委員～

幼稚園の方がすごく努力されているという事は私も理解はしています。一時預かりの利用に対しても理解はしています。ただ保育所では4・5歳児はそもそも保育できないのですか？幼稚園は幼稚園、保育所は保育所の良さがあると理解しており、うちは小さい保育園なので3歳児までしか預かることができません。4・5歳児になると幼稚園や民間の保育園に行き集団保育をしていただく事が理想であると皆さんが思っているのも、そのような対応をさせていただいておりますが、やはり保育所の場合は朝から晩まで長い時間8時間10時間になると思いますが、1日の流れを見た保育をしています。

幼稚園もその様にされているとは思いますが、保育園と幼稚園の場合では、朝は預かり保育対応で昼間は通常保育、その後また預かり保育という格好になりますので、先生も変わるでしょうし、カリキュラムなどの変更もあると思うのです。そういう意味では私たち保育所としては、その預かった子どもを最後まで見て最後送り返してあげると言う趣旨でやってきたので、そこを見ていただきたいと思えます。

もう1つ、要は権利の事なのです。市民は保育認定と言ういろんな要件を満たしていたら、保育を受けることができる、「保育が必要」「保育が必要だと思うの2号認定を受ける」そういう方が、その方にとって希望するのがどの種類の保育なのかが大事になってきます。そうすると、結果報告書の92ページ、3歳までは保育所、4歳以上は幼稚園のように同年齢の子どもたちが同じ施設で育つ環境が良いかと設問があるが、そう思うが47.4パーセント、そう思わないが25.8パーセント、わからないが24パーセントとなっています。

市のフォローは長年そのような格好だと思えますが、その割には半分浸透して居ないと言う実態があります。市の都合や勝手な思いでそういう制度設計をしてしまうことがいいのかどうか。2号認定は保育所というのが法律の趣旨だと思うのですが、2号認定を受けるのに認定をもみ消しているということになり、そもそも2号認定を何のために作っているのかという、法の趣旨に合わないのではないかと行政から県から指摘されるのではないかと恐れを持っていて、その点について確認をしていただきたいです。事業計画として許される範囲外のことをやろうとしているのでわからないと言うところです。そこを補足していただいて検討していただきたいです。

～会長～

ありがとうございます。事務局の方で今現在、今のご意見に対しございますか。

～事務局～

確かに働いていて保育を必要とする方は2号認定という形にはなりますが、ここで講師の施設の状況として先程の3歳児もそうですが、幼稚園に希望していかれる方に対しては初めから2号認定の方であっても、施設を先に選んだ状態で1号認定を受けて幼稚園で受け入れをする形になります。

県の方にもこの計画の段階で保育所を0～3歳児まで、市として4・5歳児を幼稚園へと言う件は、委員のおっしゃる違反になるのかと言う意味合いで尋ねましたところ、それは赤穂市の「公立の幼稚園として」「公立の保育所」としてどう考えるかであって、そこは特に違法ではないと言う見解をもとに、この計画は成り立っております。いかに広く受け

入れをするためには、このような方法が良いのではないかと提案させていただきました。約 25 パーセント近くの方が保育所を希望されているというのがありますが、各個人の利便性やお母さんの利便性を考えると、選択ができるのであれば保育所にと言う事が出てくると思いますが、市として広く 0・1・2 歳を少しでも多く受け入れるために考えた計画となりますので、その 25 パーセントの方にも市の考え方をご理解していただきたいと思いません。

確かに反対や選べるほうがいいのではないかという意見も出てくると思うのですが、その辺について事務局はこの形で提示をさせていただきましたが、委員さん達の中でこれがいいのかということ議論お願いできたらと思います。

～会長～

ありがとうございます。まずはこの決定・一連のことにしましては、独自での方法を決めると言うような理解ということでしょうか。この件につきまして、その他いかがでしょうか。

事務局が出してきてくださった案、あるいは委員を始めみなさまからのご意見ご質問、1 番最初に事務局の方から最初に説明がありました財源が無制限にあるわけではないということ、いかに現在ある、もの、人、事を使いながら子どもたちにより良い保育教育をと言うそれぞれのところで考えてくださっている結果、そして今までの歴史といえますか、赤穂市独自の方法を加味した結果の事務局からの提案だったろうと理解しておりますが、いかがでしょうか。

～委員～

説明いただいた趣旨はよくわかりますが 0・1・2 歳児の方をたくさん保育所で見る為に大きくなったら幼稚園という件で、0 歳児をたくさん見ることができるようになると言う意味では幼稚園のほうに行ってほしいと理解できますが、私の子どもも幼稚園に通っていて楽しかったと言う事がたくさんありますし、同年代の子どもが集まって生活をすると言うのは良いことだと思いますが、先ほど委員がおっしゃったように、4 歳児、5 歳児に大きくなったからと途中からは幼稚園に行きなさいでは、強制的と言うとおかしいですがいろいろ個人で事情があると思いますので、原則幼稚園だけでも諸事情考えて自由に選択というものにして、臨機応変な余地があった方がいいのではないかと思います。

～会長～

ありがとうございます。原則としてということで、若干違っても良いのではないだろうかと言うご意見でした。

～委員～

現場からの意見として 22 年度から幼稚園で始まるとのことで、保育園の 4・5 歳児も幼稚園へかなり移動しておりました。それでも述べられたように、25.8%の方がそのまま保育所で良いと言うのは、それぞれの保護者の要望する条件がまだクリア出来ていないところがあるので、一概に決められない思いもあると思いますが、22 年度開始から実際に保育所で、幼稚園に移行せず残っていた保護者と関わってきましたが、やはり 72.9%の同じ年齢の子どもが多くいるところに行かせたいと言うのが本音です。

しかし条件がクリアできない事情もありました。この移行期間中保育所で残っていた方

も幼稚園の預かり保育が始まったことにより、条件が改善・クリアできている園が増えて、幼稚園に通園し預かりという選択も増えました。多くの子どもと集団生活を送るという方向は叶えられているように思います。この先従来のようにどちらもという選択肢で行くと、保育所はこの三年以上待機児童を出してしまうのではないかと綱渡りの状態に来て、今年はあるか出ないかというギリギリのところでした。

そして資料で27年度-53、-15という数字が出てしまった以上、これ以上待機児童を出すわけには行かないという、私たち現場だけでなく子どもを預けたいという保護者のニーズも切実だと思います。できるだけ4・5歳児と一緒にするというので、預けたい保護者のニーズに応えた方法だと思います。中途半端なのが一番困るという意見を聞きます。赤穂市としてはこういう方針ですよというようにしてもらえたら、保護者は助かるようです。子どもの為にさみしい思いをせず、いい環境で過ごせるためにどういうことが良いのか検討していくべきではないかと思えます。

～会長～

ありがとうございます。ではお願いします。

～委員～

現場ばかりなので、母親クラブさん等、保護者の意見もお聞きしたいです。

～委員～

私自身働いていないので、働いていてどうしても子どもを預けなければならないと言う立場の気持ちが理解できていないと思うのですが、赤穂市の考えているように、小学校入学時に突然に子どもが勉強も新しい友達との環境でストレスがかかり、お母さんもその中に飛び込むのもストレスで、横のつながりが必要だと思いますので、一緒に過ごしていくのは重要だと考えます。

～委員～

一番上が年少の時に妊娠しており、預かりがお願いできたので幼稚園に通わせました。現在は第2子と第3子が保育所に預かって頂いています。本来なら第2子は幼稚園に行く年齢なのですが、仕事の都合と下の第3子が通園しているため、2人共保育園に通わせています。ちょうど来年幼稚園に通わせるか保育園に残るかの選択肢を迫られているところで、本音としては幼稚園に通わせてあげたいのですが、他のみなさんもやはり幼稚園に行くと言われるので、我が子だけ残るとなると可哀想で幼稚園に行かせようかなとは思いますが、悩むところです。

お母さんの諸事情がいろいろだと思うのでそのニーズも詳しく聞いてもらい、そのニーズに対応して頂けるなら幼稚園に行かせたいと思いますし、同じ世代の子ども達と過ごさせたいと思いますので、迷っておられるお母さんの諸事情をもう少し調査していただいて、改善するべきところがあればしてもらえたら良いと思います。

～会長～

ありがとうございます。率直なご意見ありがとうございます。他よろしいですか。

～委員～

一人の母親として言うなら0～3歳までは保育園、4、5歳は幼稚園、それを整えた上でそれでは困るという方に対して、そこから考える方が良いと思います。行けないからど

こかではなく、これはもうこういう形だと決定して整えて行くほうが子どもにとってもいいと思います。

親の事情もあると思うのですが、事情があるならこの体制を取った上で考えようという方がいいと思います。幼稚園に行けないからと少人数の保育に移り、小学校行った際には迷うのではないかと率直に親の立場として思うので、体制を整えて頂ければと思います。

～会長～

まずは子ども優先だということを考えますと、大枠として事務局が提案してくれた案でいいであろうと、ただしそれぞれの保護者の個別の事情を調整し、施設・行政ですりあわせたり、微調整の課題という方向で検討して行くということによろしいでしょうか。

～委員～

幼稚園の方が子どもの為になって保育所は劣ると言うようなことは、保育所としてそうではないと申し上げたいと思います。相談がしにくいという件はそう思います。うちの保育所でも3歳児以降は幼稚園など大きいところへと考えていますが、ニーズ調査で言いますと、2号認定の待機の方は、4・5歳児10人程度、31年の場合は130人という表になります。

それに対応するという格好で確保方策をすることになっていますが、行政の思い・親の思いなど、この図の憶測の元での確保方策が、幼稚園の方でと言うもので本当に良いのかと疑問に思います。これに対応するために方策を作るという提案ですので、方法論としてまずいと思います。それでいくと待機児童が限りなく0にならなければならないと思いますが、そこをどうすり寄せるのか、クリアにするのか検討していただきたいと思います。

～会長～

次の議題と関連してくると思うのですが、さきほど事務局の方からもマイナスの部分についてありましたが、何かありますでしょうか。

～委員～

マイクのせいにはしてはいけないのですが、聞き取りにくくてもう一度お願いしたいのですが、0～1・2歳のマイナスの部分減らす為の考えはどういうことかということですか？

～委員～

違います。2号認定の左記以外の部分の31年度で言うと、4・5歳児が45人、3歳児が130人いると言う計算になっていますが、下の内掛けのところを見ると受け入れないので0になっています。元々確保方策は、ニーズ量を調査し受け入れる施設をどう確保するかが目的になっていますので、45・130がこのままだと受け入れるところがないという表になってしまいます。

本当に2号認定で幼稚園教育を希望されるのであれば、3・4・5歳児の数字が限りなく0になっていないといけないという事になります、このままだとニーズ量で把握した量の見込みを確保するための方策が出来ていないという判断になってしまうのではないかとということになります。

～委員～

3歳児保育のことですか。

～委員～

4、5歳児と3歳児両方です。31年度になります。130人という数字は幼稚園を希望していない数字になってしまっています。

～事務局～

31年度のところで、確かにニーズ調査でこの部分は保育所を希望している数として出てきました。この数字自体は2号認定として出ていますが、確保方策を考えていく上でここをクリアする為に、受け皿が「幼稚園」にはなっていますが、確保方策として幼稚園で受ける際マイナスが立たないように、幼稚園の方で104受けるとなります。

言われている意味がわからないわけではないのですが、もともと2号認定で保育所というニーズがある中での結果ですので、この数字を動かすことは出来ませんが、市として全体を考えていき、どのようにして全員を受けるとい所で幼稚園の方でとなっており、それが確保方策として委員がおかしい、やはり2号認定としてあくまでも保育所で、新たに保育所を立ち上げるなりし、幼稚園で受け入れるべきではないという意味合いでしょうか？

～委員～

そうですね、ニーズ調査で3歳児が130人保育所を希望していると出ているのに、それを無視するような格好で幼稚園の方に1号認定と同じ扱いになりますというのが本当か、ニーズ調査で出ているということが、この数字が現状では確かなものだと思います。

～委員～

平成31年度に130人という3歳児の希望がそのままというお話になっているかと思いますが、何年か前に赤穂市において3歳児保育の必要性について討議したことがあります。

実際に現状として、未就園児保育として幼稚園は月に1度、3歳児が親子で参加しての保育を進めております。保護者の声ですが、3歳児保育をして欲しいと声が多いです。地域に子どもが少ない為、その月に一度が集いの場になっています。今のところ3歳児保育は実施していませんが、そういった形で子育て支援をしています。

実際のところ、3歳児保育の希望があると思います。赤穂市近隣では3歳児保育を実施する園がほとんどないので、お母さん方もそんな思いを持ちつつ現状を認めてくださっています。けれど実際子ども同士で関わらせたいと地域で行っている子育て支援に参加し、関わっておられる方も沢山おられます。

幼児教育者として、今の時点では3歳児保育は必要ないと考えます。3歳児は1対1で関わることで、次の4歳児の集団生活でやって行けるのではないかと考えておりますので、4、5歳児からの集団指導を受けるといように進めていきまして、社会情勢が変わってきていづれそう言う保育も必要になるのではという事を踏まえ、31年度くらいから始めるという方向かと思えます。

～事務局～

先程の説明に補足をさせて頂いてこのニーズ調査で出ている、例えば3歳児で130とはなっていますが、このニーズ調査の時点において、赤穂市において3歳児保育は打ち出しておりません。おそらくニーズ調査で回答される3歳児の方の答えとしては、ここで保

育所という選択になってきておりますので、そこは動かせないという事でご理解いただきたいと思います。

～会長～

ありがとうございました。今の件に関しては白熱し時間が迫ってきておりまして、本日予定しております大きな議題がまだございますので、まだ1つ目の途中ですけれども、これは次回までに持ち越して再度でもよろしいでしょうか。それぞれ意見を出していただいて、まずはここで共有させていただいたということで、今回のこちらの見込み量と確保方策につきましては再度次回議論をさせていただき決定ということでよろしいでしょうか。また何かご意見等ございましたら、ご意見書等出していただければと思います。次に②地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策に移らせて頂きたいと思います。事務局の方よろしくお願いいたします。

② 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策について

～事務局～

②の地域子ども・子育て支援事業量の見込量と確保方策につきましてご説明いたします。まず、④の延長保育事業ですが、保育所におけます延長保育につきましては、保育所の開所時間は18時までとなっておりますが、保護者の就労時間、通勤時間等により、18時までに保育所への迎えが無理な保護者に対し、現在、赤穂、塩屋、尾崎保育所におきまして19時まで時間を延長し保育を実施しています。今後の見込み量に対して、市内6保育所での実施を含めまして、十分に確保できる実施体制で対応してまいります。

続きまして、⑤のアフタースクール（放課後児童健全育成事業）の見込量と確保方策につきまして、ご説明いたします。このアフタースクール（放課後児童健全育成事業）につきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業でございます。

ニーズ量につきましては、平成27年度では1～3年生が229人、4～6年生が171人となっております。この量は、ニーズ調査結果に1～3年生では77.7%、4～6年生では66.9%をそれぞれ乗じ補正した数字となっております。

これは、厚生労働省から5歳児調査と就学児調査では結果に乖離が生じているため、5歳児調査に先ほどの乖離度を乗じて補正した数字が、よりニーズの実態に近いものになるとの考えが示されておりますので、補正を行ったものでございます。

量の確保につきましては、平成27年度から5ヵ年の間に確保できるよう、現在は市内6校で実施しておりますが、未実施校におきましても平成29年度に高雄小学校で、また西小、有年小、原小につきましても5ヵ年の計画の中で順次整備し、ニーズ量に対する提供体制を確保したいと考えております。

⑥の子育て短期支援事業につきましては、保護者の疾病等の理由によりまして、家庭に

において養育を受けることが一時的に困難となった児童につきまして、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業でございます。

ニーズ調査の結果からは、年間で27年度から30年度までは7人日、31年度は6人日と見込んでおります。

量の確保に向けては、市内1か所と西播磨4か所で実施し、今後の見込量に対する提供体制を維持してまいります。

⑦の地域子育て支援拠点事業につきましては、乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業でございます。

赤穂市ではこれまでこの事業は実施しておらず、同様の事業として市内の6保育所で実施しております保育所地域活動事業につきましてニーズ調査を実施いたしました。その結果、平成27年度でひと月あたり603人回、以降掲記のとおり量の見込を立てております。新制度におきましては、地域子育て支援拠点事業として、子育て学習センターでの事業も含め、新たに供給可能な体制を整備・維持していきたいと考えております。

⑧の一時預かり事業の内、幼稚園における預かり保育につきましては、幼稚園では、幼児を取り巻く家庭環境や多様化する子育て支援ニーズに対応するため、幼稚園預かり保育事業を実施してまいりました。

全ての園におきまして、7時30分からの早朝預かり、通常保育時間終了後から18時までの延長、長期休業中におきましても実施をしています。

今後の見込み量に対し、引き続き幼稚園におきまして提供体制を維持してまいります。

5ページをお願いします。

幼稚園における預かり保育以外につきましては、量の見込みとしまして、平成27年度で10,829人日と見込んでおります。このニーズ量に対しまして、御崎、坂越、有年保育所の3か所で8,400人確保いたしまして、2,429人はファミリーサポートセンターで確保いたします。

⑨の病児病後児保育事業につきましては、病児につきまして、病院・保育所等に付設された専用スペース等におきまして、看護師等が一時的に保育等する事業でございます。

ここで7ページをお開き下さい。病児病後児保育事業のニーズ量につきまして、ニーズ調査の結果からは数値がニーズ量と書いた表のような、27年度で1,692人日となります。ただし、この数字を詳しく見てみると、27年度の0歳から5歳までの推計人口が、その下の表にありますように、334人から387人までを合計した2,249人です。これを基に児童1人あたりで利用率を計算しますと、75.2%となります。これを県内の他市の利用状況と比較してみますと、人口約11万人のS市で利用率3.54%、人口約4.5万人のN市で利用率1.55%となっており、これら県内他市の利用状況と比較しましてもあまりにも高い数値が出ていると言えます。このため、量の見込みの算出手引きにあります国の病児・病後児保育事業に関する実態調査の結果を基に算出いたしたいと考えております。それで行きますと、一番下の表にありますように、0歳児で10.1%、1歳児で32.6%と以下5歳児の7.9%まで、この割合で計算しますと、27年度は合計で339人日、28年度で329人日となります。同様に31年度まで計算した数値を記載しております。

現在赤穂市内には提供事業所がないことから、整備の方向性を検討しまして、28年度から提供できるように体制の確保に努めたいと考えております。

5ページにもどりまして、⑩のファミリーサポートセンター事業につきましては、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員としまして、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業でございます。

ニーズ調査では、27年度で1～3年生で755人、4～6年生で1,254人と出ていますが、算出されたニーズ量をそのまま量の見込みとして設定します。

提供会員の確保や依頼内容への柔軟な対応に努めまして、量の見込みを確保し、またさらなる需要に対しましても供給可能な体制を維持していきたいと考えております。

6ページをお願いします。⑪の利用者支援事業につきましては、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業でございます。この事業につきましては、子育てに関する相談により柔軟に対応できるように、市役所の子育て支援担当窓口を総合相談窓口としまして、機能や体制を強化しながら、提供区域を踏まえまして、計画期間を通じて1か所を確保します。

⑫の乳児家庭全戸訪問事業につきましては、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問しまして、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業でございます。

年間で量の見込みは27年度で334人、28年度320人、以下ご覧のとおりとなっております。保健師4名と子育て応援隊9人で実施体制を整えまして、事業内容を周知したいと考えております。

⑬の養育訪問支援事業につきましては、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことによりまして、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業でございます。量の見込みは27年度から31年度まで25人を見込んでおります。保健師4名で実施体制を整えまして、事業内容を周知したいと考えております。

⑭の妊婦健診につきましては、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査をしまして、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業でございます。量の見込みにつきましては、27年度320人、以下ご覧のとおりとなっております。妊娠中の母子の健康を守るため、全ての妊婦の受診をめざして実施体制を整えまして事業内容を周知していきたいと考えております。

以上が地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策でございます。

～会長～

こちらに関しまして、アフタースクールの事で委員からご質問が資料3の2枚目に出しております。そちらに関しまして、ご回答お願いいたします。

～事務局～

アフタースクールの実績内訳に平成24年度実績が167名その内訳は、赤穂、城西、塩屋、尾崎、御崎、坂越の6箇所で実施しておりますが、24年度実績で、赤穂34、城西25、塩

屋 34、尾崎 25、御崎 30、坂越 19 名の合計 167 名です。25 年度実績は、赤穂 43、城西 25、塩屋 40、尾崎 37、御崎 22、坂越 29、合計 196 名です。26 年度赤穂 53、城西 35、塩屋 45、尾崎 36、御崎 24、坂越 23 合計 216 名です。

～会長～

今の資料 1 の②以降、議題の 2 につきましてご意見ご質問等ございましたら出していただきたいのですが、いかがでしょうか。事務局の方から何かございますか、よろしいですか。

～委員～

5 ページの⑨病児が平成 27 年度には－339 が 28 年度には 0 と確保出来ると、短期間に改善という結果になっていますが、これは具体的にメドがついているのでしょうか。

～事務局～

28 年度からあげているのですが、こちらの方、民間の病院等々と打ち合わせをしております、そちらの方がやっていただけるのではないかとこの考えがあるのと、公立で 28 年度から実施したいと言うように民間の事業所がだめだということであれば公立の方でやっていきたいと思っております。

～委員～

これからと言うところも踏んでいるわけですね。

～事務局～

大体の考えは持っておりますが、まだ具体的な所には至っておりません。

～会長～

まずは整備の報告というところでよろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

～委員～

5 ページの⑦地域子育て支援拠点事業なんですけれども、27 年度から 1 カ所で 603 人、これは学習センターの方ですか？

～事務局～

学習センターですね。

～委員～

今までやっていた保育所の 6 カ所の地域活動はどうなりますか。

～事務局～

そちらはそちらで継続してやって行っていただきます。

～委員～

こういった形でというのはまだ具体的にはないですか。

～事務局～

学習センターの方で現在もやっていますが、そちらの事業が地域子育て拠点事業に当てはまるのではないかとこのことを検討しております、内容的には今行っている事業になります。

～委員～

学習センターは、私は子どもが大きいので直接行っているわけではありませんが、聞く話によるとすごく沢山行く様で、ニーズが多いらしいです。量の見込みが利用したいと言

う形で捉えられていると思うのですけれども、今の学習センターの体制で希望者の対応ができるのか疑問に思います。行きたいという方が増えていて、行きたいと言われる方全ての方に対応するにあたって、その学習センターの広さで果たして大丈夫なのかと考えます、検討して頂けたらと思います。

～事務局～

貴重なご意見ありがとうございます。学習センター、確かに需要はたくさんあります。この事業で位置づけをさせていただいて、補助金等もらえる可能性がありますので、充実を図るべくこれまでの保育所での事業も含めて総合的に計画的に連携をとりながら進めていきたいと思えます。それぞれ点点とやってきたものを少しずつつなげていけたらと思えます。

～会長～

ありがとうございます。他ございませんか。

～委員～

事務局のご意見でお考えいただけるということでありありがとうございます。会議で議題になっているのが、いつも待機児童の事や0・1・2歳の待機の議論になるのですが、やはり子育て支援というのは、保育園に入れて働きたい、幼稚園で3・4・5歳を幼稚園でいいじゃないかと言うお話となっていますが、実際子育てというのは家庭でやるものだと思うのです。

家庭で保育されている方が赤穂市の中で考えた時に、保育所や幼稚園ではなく普段されている子育てがいかに赤穂市で充実していくかという議論がずれているような気がしまして、そういう部分の保育が公民館学習センター、保育所の地域活動等、そういったところが連携をして、地域で子育てをするという事がいちばん大事なことはないでしょうか。

頑張っては頂いておりますが、そこに着目しもう少し重点を置いていただけたらと、私たちが公民館で常日頃やっている中で思う事です。

本当に運営していく中で大変なこともありまして、そういう意味で地域ぐるみで社交場や公民館・保育所で連携をとって、もう少し子育てするのに楽しいな、ここへ行ったら何かあるな、という部分にも実際力を入れて頂いてはいますが、サービスにも27年度から力を入れていただいて、あくまでも希望ですが皆さんそう思っていると思えます。

家で保育をしていますが、やはり集団の中に入れさせてあげたいということも大事なので、そこも検討いただきたいと思えます

～会長～

ありがとうございます。今言われているところが事業の方策としては挙げられておりますけれども、数だけでは無いという所から、点から線、線から点につながってという連携の所で充実させて、園と地域と団体というようなところだと思いますので、これにどういう風に数に表に反映させるか、何らかの形で現実がより良くなるような形で進めていけたらなと思っております。

他にごございませんでしょうか。今の地域子育て支援事業の見込み量と確保方策につきまして、もし方向性がこうした方向性でよろしいということであれば、事務局案ということ

で決定をしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

この方向でということ踏まえつつも、①と同じ様に次回に決定という方向でもよろしいでしょうか。

～委員～

子育て支援の財政のことで質問ですが、今まで一時預かりは13事業に含まれて給付金という形で、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1ですが、それが一括で交付されるということで、その場合例えば一時預かり事業の場合に、赤穂市だけ預かり保育が多いから給付金を多くしますよとはならないと思います。その場合13事業の中に幼稚園の預かり保育を入れてしまうと、結果的に他の事業に財源が回らないということにはなりませんか。その場合、たとえば一時預かりの部分については市が独自の財源でそこへ補填することになるのか、それが膨れることを想定して確認したいと思います。

～会長～

事務局よろしいでしょうか。

～事務局～

委員の今のご質問で、幼稚園における預かり保育につきましては、公立の幼稚園で行っておりますので、財源につきましては全て市の財源になりますので他への影響はないかと思えます。

～事務局～

補足ですけれども、公立の場合、小泉首相の三位一体改革で、もともと保育所に補助金が入っておりました。それが一体改革ということで官から民という流れですべて廃止をされ、その代わり地方交付税で措置をしますと今に至っております。

新制度が始まって以降、17年度以降公立の保育所幼稚園に対しどのような財政措置があるか財政当局に確認しましてもまだはっきりとはしておりません。従って、財源の裏付けがない以上、大幅な施設を造る等の判断がしにくい状況でありますので、現施設を活用した上での計画と提案させていただいております。

今後交付税のあり方がはっきりしますと、市としてもどこに財源を重点的に配布するかと出てくると思えますが、まだはっきりとしていない状況です。

～会長～

よろしいでしょうか。ご意見で尽くしたようでしょうか。いかがでしょうか。では②の方は方向としてはこのような方向で、再度次回①②についてまた何かご意見ありましたら追加していただいて決定していきたいと思えます。それでは(2)子育て関係事業所・団体調査結果について事務局の方からよろしく願いいたします。

(2) 子育て関係事業所・団体調査結果について

～事務局～

子育て関係事業所・団体調査の結果につきましてご説明いたします。

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたりまして、地域の現状と課題を抽出しま

して、今後の方向性を整理していくために、市内の子育て関係団体に対する調査を行いました。回答いただいた団体は、事業所4団体、子育て学習センター、アフタースクール、放課後子ども教室、PTA、子育て応援隊の31団体、あと母親クラブ5団体となっております。

(2)の赤穂市の子育てや子どもが育つ環境について、充実していることの質問に対しましては、自然環境に恵まれている、遊ぶことができる場所に恵まれている、幼稚園や保育所といった就学前の保育体制が充実している、児童館や子育て中の母親が利用できる施設やサークル等が充実している、2ページにいきまして、中学3年生までの医療費無料といったような経済的支援が充実している、乳幼児健診や妊婦健診が充実している、幼稚園から中学校までの完全給食制度、地域で子どもを見守る環境が優れているといったことが挙げられております。

3ページをお願いします。(3)の市の子育て環境の状況や問題点・課題と感じていることにつきましては、まず情報を得る方法がわからない。特に里帰り出産に対しまして、市からの情報提供の工夫が必要である。また、延長保育や1,2歳児保育の希望増加に対しまして、延長保育の実施、本当に必要な人への提供ができていないかに対し、アフタースクールの目的、この時期における子育ての大切さを保護者に発信、核家族や地域のつながりの希薄化などによる育児不安を抱える孤立した家庭の増加といった問題点が挙げられております。

子育て支援に関する情報提供が不十分に対しまして、交流場所の紹介や提供、4ページに行きまして、専業主婦が気軽に預ける場所がないに対し、ファミサポの情報の周知、子育て家庭への情報不足、情報が伝わってこない、小規模な学校では長期休暇に利用できるアフタースクールが無く困る、といった問題点が挙げられております。

5ページをお願いします。

②子どもの権利擁護の推進については、いじめや不登校などの相談場所がない・わからないやいじめを受ける子どもは相談できないのでは、地域で見守りの役割を果たすといった保護者への支援、豊かな人間性を育むための道德教育の強化、6ページへ行きまして、子どもとのコミュニケーションを大切にするとといったいじめ・不登校への対応といったようなことがあげられております。

③仕事と子育ての両立支援については、病気時の対応や父親の子育て参加、職場での育児休業を取得しやすい雰囲気づくり、預けやすい環境づくり、家庭での子育てに積極的な参加・支援の必要性では、専門家からの指導の必要性や子育て支援制度に対しての財政的支援といったことが挙げられております。

7ページをお願いします。

仕事と育児の両立として、長期休暇時の学童や保育所の充実、延長保育など両立支援、仕事と子育ての両立についての相談窓口といったようなことが挙げられております。

④子どもが健やかに育つまちづくりについては、メディア犯罪、インターネットの普及による有害な情報の対応、登下校時の見守り・不審者対策としては、高齢者の協力による登下校時の見守りや防犯パトロールの実施が挙げられております。

8ページをお願いします。

虐待などへの対応としまして、親がリフレッシュできるように子どもを預けることのできる場の提供やさらなる行政と家庭との連携、情報の提供などが挙げられております。

9ページをお願いします。

(4) その他行政に望む支援策等につきましては、ファミサポの援助提供者の増員、アフタースクールの指導員の確保などの人材確保、育成、2つ目の保育サービスの充実については、専業主婦が気軽に預けることのできる場や幼稚園の3年保育、有年・西部地区での学童保育などがあります。

一つ飛びまして情報提供・相談体制の充実に関して行政サービス情報サイトの開設や広報あこうでの子育て相談の周知などがあります。

10ページに入りまして、子育て施策の充実につきまして、子育て家庭が参画できる仕組みや経済的に安心して子育てできる環境づくりといったことが挙げられております。

地域との関わり、交流につきましては、子育て中に親子が気軽に集い、交流できる場の提供、11ページに入りまして、行政についてとしまして、出生率の増加にも関わるため、出産から義務教育の間の保障をしっかりとしてほしいなどのご意見が出ております。

これらの課題・ご意見等につきましては、次回に素案をご提案する予定にしております子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項に際し、検討していきたいと考えております。

～会長～

ありがとうございます。いま事務局からご説明ありました通り、事業計画の素案に反映させていただきたいと思っております、もしも何かご質問など資料に関しましてございましたら出していただきたいと思います。

～委員～

これを見させていただきまして、やはり子育て支援で家庭での育児をされている方に対して情報が足りない事が手に取って分かりました。保育者として地域活動をこうしていますよ、キンダースクールしていますよ、等ホームページであげているのですが、やはりそれだけでは情報が行き届いていない部分において、今後偶々の家庭にどのように知らせて行くかを考えなければならないということを感じております。

～会長～

他にございますか。では次回提案していただく事業計画の素案に今のご意見を反映させていきたいと思っております。ありがとうございます。それではその他で何かございますか。

(3) その他

～事務局～

その他としまして赤穂市子ども子育て支援新制度に係る各種基準条例につきまして、7月1日から7月31日までパブリックコメントを実施いたしました。その結果、2名の方から8件のご意見をいただいております。

3ページをお開きください。まず、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、国基準適用についてとしまして、地域の実情に応じ、従うべき基準を上回る内容を定めることは許容される説明が、パブリックコメントでされていな

いのではないか。というご意見がありました。これにつきまして、市の考え方ですが、従うべき基準の詳細な用語説明につきましては、一般的に条例を委任する場合の基準設定の類型であり、今回提案した条例独自の用語ではないことから、パブリックコメントの中では特に説明を記載いたしておりません。という考えでございます。

次の職員と食事の提供の特例についてにつきまして、家庭的保育事業等の認可基準は、ほとんどの事業で保育の担い手は、保育士資格を必要とせず、研修のみでいいとしている。居宅訪問型保育事業では、保育士資格は必要とせず保育の経験がなくとも事業ができるとなっている。

また、給食は3歳児未満が主たる対象児であるにもかかわらず、外部搬入を認めるなど、保育の質の低下だけでなく、保育の安全面でも問題を残す条例案となっている。

子育て世代の定住支援を重要政策として、本市の独自性を発揮し国基準を上回る条例案を求める。に対しましては、待機児童の解消と保育士不足の現状により、様々な事業形態から新制度へ円滑に移行できるように、必要数の増大に対応する観点から、家庭的保育事業等の職員につきましては、市長が行う研修を修了した者についても保育に従事できるようにしています。その上で保育の質を確保するために、連携施設の設定を求めています。

また、食事の提供の特例につきましては、園外で調理された給食の搬入は原則として認めていなく、外部搬入することができる家庭的保育事業者等は、調理業務の受託者に衛生面や栄養面で調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とするなどなどの要件を満たすことが必要であります。さらに搬入施設は連携施設または関連する事業所等に限定していることから、安全面は確保されていると考えます。

したがいまして、国の基準どおりとしたいと考えております。という考えでございます。

その他のご意見としまして、子ども・子育て会議での従うべき基準説明に関することがございました。

2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案につきましては、幼稚園、保育所の教育内容についてとしまして、幼稚園と保育所を比べると、生活態度や運動、読み書き等の指導に差があるように感じるが、幼稚園と保育所の教育内容を同じものにするにはできないか。に対しまして、市の考え方は、保育所は保育所保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領という、国の定める基準に基づき教育、保育を実施することが義務付けられておりますが、いずれも幼児教育については、全く同じ方針であるため、教育内容に保育所、幼稚園の違いはありません。

小学校入学時には、必要なことは自分で考えて意欲的に、主体的に授業や生活に臨める力をつけていくための教育内容となっています。となります。

その他のご意見としまして、3歳児からの幼稚園3年保育の実施に関することがございました。

3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、アフタースクールで受け入れる学年について、1年生から6年生まで受け入れてほしいというご意見に対しまして、赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）第5条第1項で「小学校に就学している児童」とし、小学校1年生から6年生までを対象としています。

また、アフタースクールの開所時間について、アフタースクールの時間を午前7時から午後7時くらいまで延長してほしいというご意見に対しまして、赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）第18条第1項に規定しており、地域の状況等を考慮して定めることとしています。

その他のご意見としまして、アフタースクールの場所は学校を開放してほしいというご意見がありました。

その他のご意見につきまして、条例案に関してのものではないため、貴重なご意見としてお聞きいたします。

～会長～

ありがとうございます。ご質問等ございますか。

～委員～

パブリックコメントの回答ありがとうございます、条例案をパブリックコメントに集めるということで、その趣旨自体は素晴らしいことだと思うのですが、この条例案をパッとみて一般の市民がなるほどと、意見を言えるかというとなかなか難しいと思いますので、条例案の中身を補足するような説明があってもいいのではないかと思います。それをすることにより条例案についてどう思うか書けると思います。工夫を検討していただきたいと思います。

～会長～

パブコメの工夫の仕方ということでしたが、他にございませんでしょうか。それでは長時間にわたり本日の議題無事に終えることができました、貴重なご意見たくさん出してくださりありがとうございました。それでは事務局にお返ししたいと思います。

～事務局～

ありがとうございました。それでは次回の会議につきまして、開催時期は10月頃を予定しております。議題につきましては子ども子育て支援事業計画の素案のご提案と本日の議題の継続を考えております。

日程等正式に決定次第ご案内させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。